

納税相談シート(年度内の分割納付希望用)【3月末までの分割納付用】

| | | | |
|-----------------------|---|---|-------|
| 通知書番号 | ※複数の通知書番号があるときは、どれか一枚の通知書番号をご記入ください。不明の時は空白で結構です | | |
| お名前 | | 生年 月日 | 年 月 日 |
| 現在の住所 | 〒 ー | | |
| 中野区からの通知書等に書かれている住所 | <input type="checkbox"/> 同上 〒 ー | | |
| 納める住民税の総額 | 円 | ※分割で納める住民税の総額をご記入ください。不明の場合は記入不要です。未納本税の総額に満たない記入の場合は総額を対象とします。 | |
| 分割納付の計画 | 年 月から 年 月まで(令和5年3月まで可能)、(毎月・年金月)に 円ずつ納付します。 ※月末納期限の納付書をお送りします。 ※令和5年3月以降の記入または同月までに完納しない金額の記入の場合は、住民税の総額を令和5年3月までに完納する分割金額にして作成します。 | | |
| 連絡先電話番号 | () ※中野区から連絡することがありますので、必ずご記入ください。 連絡先の記入がない場合や、区から連絡しても応答がない場合(連絡後2日以内に折り返しのない場合含む)は、本申請を取り下げたものとみなします。 | | |
| その他連絡事項等 (お名前の変更等) | | | |

【注意事項】

1. 新たに住民税が生じたときや税額が変更したときは、再度ご相談ください
新年度の課税や税額変更等で新たに住民税が生じたときは、再度ご相談ください。
2. 督促状は発付されます、催告書が届くことがあります
分割納付の期間中も、原則として督促状を発付します。
3. 財産調査・差押等を行うことがあります
分割納付の期間中も、財産調査を行うことがあります。
分割納付が履行されないときは、予告なく差押を行うことがあります。
計画通りの納税が困難になったときは、必ず連絡・相談をしてください。
4. 延滞金がかかることがあります
納期ごとに、納期限の翌日から納めた日までの日数に応じて、延滞金が計算されます。
納期ごとに延滞金を計算して、1,000円以上のときは延滞金を請求することになります。
失業や傷病、産休・育休等のときは延滞金の減免ができる場合もあるので、本税完納後にご相談ください。
5. 口座振替が中止されます
既にお申込済の口座振替は分割納付により中止されます。分割納付後再度口座振替を希望する場合は再申込が必要です。

【郵送、相談先】 〒164-8501 中野区中野 4-8-1 中野区税務課 納税相談担当 (TEL 03-3228-8924)